

平成16年度税制改正の要点

公認会計士 松 澤 修

土地・建物等の譲渡所得課税の改正

(1) 長期譲渡所得課税特例の改正

長期譲渡所得の課税特例について、平成16年1月1日以後に行う土地・建物等の譲渡から、これまでの税率軽減特例を廃止し、次のように税率を引き下げる。

改正前	改正後
特別控除後の譲渡益に対し26% (所得税20%・住民税6%)	譲渡益に対し20% (所得税15%・住民税5%)

(2) 長期譲渡所得に対する100万円特別控除の廃止

平成16年分以後の所得税と平成17年分以後の住民税から、これまで土地・建物等の長期譲渡所得の計算上認められてきた100万円特別控除を廃止する。

(3) 短期譲渡所得課税特例の改正

短期譲渡所得の課税の特例について、税率を次のように引き下げる。

改正前	改正後
次のいずれが多い方の税額とする。 譲渡益の52 % (所得税40 %・住民税12 %) 総合課税をした場合の上積税額の 110 %相当額	譲渡益の39 % (所得税30 %・住民税9 %)

(4) 土地・建物等譲渡所得の損益通算及び繰越控除の廃止

これまで、土地・建物等を譲渡した場合に生じた損失は、事業所得・給与所得等他の所得との通算を認めてきた。青色申告者については、損益通算後の純損失の金額についても3年間の繰越が認められた。

今回の改正においては、平成16年以後の所得税と平成17年分の住民税から、土地・建物等の譲渡によって生じた損失の金額は、他の所得との通算を認めず、純損失の翌年以降への繰越も認めないこととなり、譲渡所得計算上に生じた損失の金額については、土地・建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降への繰越しができない。損益通算と繰越控除が認められるのは、特定の居住用財産の買換え又は譲渡をした場合に生じた譲渡損失に限られる。

法人税における欠損金繰越控除期間の延長

(1) 欠損金繰越期間の延長

青色申告書を提出した事業年度における欠損金の繰越期間を7年(改正前5年)に延長する。

上記の改正は、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金について適用する。

(2) 法人税更正期間の見直し

欠損金繰越期間の延長にともない法人税にかかる更正の制限期間についても、次の通り見直しを行う。

欠損金額にかかる更正の期間制限を7年（改正前5年）に延長する。この改正は平成13年4月1日以後に開始した事業年度から適用する。

脱税以外の場合の過少申告にかかる更正の制限期間を5年（改正前3年）に延長する。この改正は、平成16年4月1日以後に法定申告期限が到来する法人税から適用する。

（3）帳簿書類の保存期間の延長

帳簿書類の保存期間についても、7年間（改正前5年）に延長する。この改正は、平成13年4月1日以後に開始した事業年度から適用する。

< 保存期間延長の対象となる帳簿書類 >

平成16年度税制改正においては、法人税にかかる青色欠損金の繰越期間及び更正の期間制限がともに5年から7年に延長されることにともない、改正前には5年とされていた帳簿書類の保存期間も一律に7年に延長する。

この改正は、平成13年4月1日以後に開始した事業年度から適用されるから、3月決算法人の場合には、平成13年度分の帳簿書類から7年の保存を要することとなる。

< 青色申告法人が7年間保存すべき帳簿書類の範囲 >

種 別	保存すべき帳簿書類
一 般 帳 簿	現金出納帳 固定資産台帳 売掛帳 買掛帳 経費帳
決 算 書 類	損益計算書 貸借対照表 棚卸表
現金の出納に際して作成される書類	領収書 預金通帳 借用証
有価証券の取引に際して作成される書類	有価証券受渡計算書 社債申込書
棚卸資産の受け渡しに際し作成される書類以外のもの	請求書 注文申込書 契約書 見積書 手形控 仕入伝票
棚卸資産の受け渡しに際し作成される書類	納品書 送り状 貨物受領書 入庫報告書 出荷依頼書

事業承継税制の改正

(1) 特定同族会社株式対象範囲の拡大

相続によって取得した特定同族会社株式については、小規模宅地評価減の適用を受けるのに代えて、所有株式のうち相続税評価額3億円までの部分について、10%の評価減が認められる特例が設けられている。

この特例について、今回の改正によりその対象を3億円から10億円に拡大した。この改正により評価減の限度は、3,000万円から1億円に引き上げられる。

特定株式の要件は次の通りである。

被相続人から相続又は遺贈により株式を取得した相続人が被相続人の親族であり、かつ、相続税の申告期限においてその会社の役員であること。

被相続人が有していた株式で、発行済株式の3分の2までの部分であること。

相続開始直前の被相続人及び生計を一にする親族の保有割合が50%超であること。

相続開始直前において被相続人が有していた株式に1株当たりの評価額を乗じた額が20億円未満であること。

この改正は、平成16年1月1日以後の相続により取得した特定同族会社株式から適用される。

改正前	改正後
10%評価減の限度額 3億円	10%評価減の限度額 10億円
(最高で3,000万円減額)	(最高で1億円減額)

(2) 相続した株式を発行会社に譲渡した場合の特例(創設)

株式をその発行会社が株主から自己株として買い取る場合、その譲渡をした株主の課税関係は、その譲渡対価のうち資本等の金額に相当する部分の金額を超える部分は、「みなし配当」として課税されることとなっている。譲渡した株主は、配当所得として総合課税により所得税が課税されるのである。

今回の改正により、相続により取得した非上場株式をその発行会社に譲渡した場合

に限り、それを「みなし配当」とはせずに、譲渡所得の収入金額として取り扱うこととなった。この特例の適用を受けるためには、相続開始の翌日から相続税申告期限の翌日以後3年以内に、その発行会社に譲渡しなければならない。

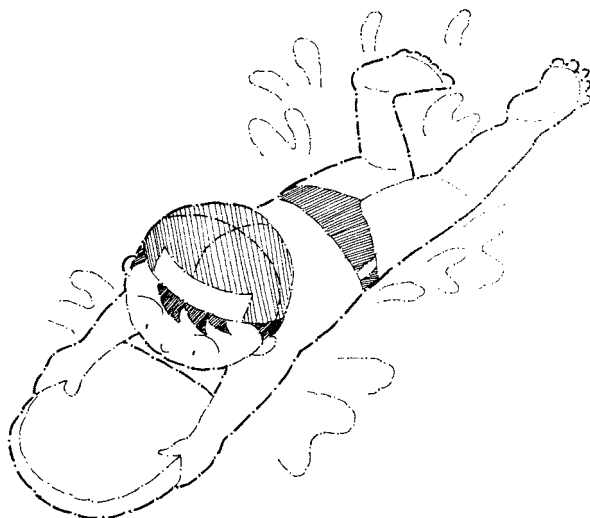
非上場株式の譲渡益の課税についても、税率20%（所得税15%・住民税5%）（改正前26%）による分離課税とする改正が行われる。

この改正は、平成16年1月1日以後の相続により取得した株式を、同日以後に譲渡する場合に適用する。

住宅税制の改正

（1）住宅ローン控除の段階的縮小

平成16年居住分の住宅ローンについては、最高控除額500万円の制度をそのまま維持し、平成17年以降平成20年の居住分については、その控除率を段階的に縮小し、平成20年における最高控除額は、160万円に減額される。改正前の控除率と改正後の控除率は、次の通りである。



○ 改正前

区 分	適用年数	税額控除額	最高控除額
平成15年までに居住の用に供した場合	10年間	(年末借入金残高(限度額5,000万円)) × 1%	50万円
平成16年中に居住の用に供した場合	6年間	(年末借入金残高(限度額2,000万円)) × 1% + (年末借入金残高(2,000万円超3,000万円以下の部分)) × 0.5%	25万円

○ 改正後

居 住 年	住宅借入金の年末残高	適用年	控除率
平成16年	5,000万円以下の部分	1年目から10年目まで	1%
平成17年	4,000万円以下の部分	1年目から8年目まで	1%
		9年目及び10年目	0.5%
平成18年	3,000万円以下の部分	1年目から7年目まで	1%
		8年目から10年目まで	0.5%
平成19年	2,500万円以下の部分	1年目から6年目まで	1%
		7年目から10年目まで	0.5%
平成20年	2,000万円以下の部分	1年目から6年目まで	1%
		7年目から10年目まで	0.5%

(2) 特定の居住用財産にかかる譲渡損失の繰越控除の創設

個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間にその者が所有する家屋又は土地で、その年の1月1日において所有期間が5年を超え、その個人の居住の用に供しているものの譲渡(親族等に対する譲渡を除く)をした場合(その個人がその譲渡にかかる契約を締結した日の前日において、その譲渡資産にかかる一定の住宅借入金を有する場合に限る)において、その譲渡の日の属する年に「譲渡資産にかかる譲渡損失の金額」があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額を、その

年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限る）の総所得金額からの繰越控除を認める。

ここでいう「譲渡資産にかかる譲渡損失の金額」とは、譲渡資産にかかる譲渡所得の計算上生じた損失の金額（その譲渡資産にかかる一定の住宅借入金の金額からその譲渡資産の譲渡の対価を控除した残額を限度とする）のうち損益通算をしても、なお控除しきれない部分の金額をいう。

（3）特定の居住用財産買換えの場合における譲渡損失繰越控除の改正

特定の居住用財産買換えの場合における譲渡損失の繰越控除については、その個人が、譲渡資産の譲渡契約前日において、その譲渡資産の取得にかかる借入金の残高を有することが要件とされていたが、この要件を除外した上で、その適用期限を3年延長する。

この特例にかかる譲渡損失については、譲渡による所得以外の他の所得との通算及び翌年以降への繰越しが認められる。

年金税制の改正

（1）公的年金控除の見直し

公的年金控除のうち、年齢65歳以上の者に対して70万円上乘せされている措置を廃止する。これまで、公的年金控除は、65歳以上の者については最低140万円が、65歳未満の者には最低70万円が認められてきたが、今回の改正により65歳以上の者に対する最低控除額上乘分70万円を廃止するが、老年者特別加算として、年齢65歳以上の者に対する公的年金控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置を講ずる。65歳未満の者に対する最低控除額70万円については、変更がない。

この改正は、平成17年分以後の所得税及び平成18年分以後の個人住民税について適用する。

(2) 改正後の「公的年金控除額」の算定方法

公的年金控除額の改正による急激な税負担の増加を緩和するため、65歳以上の者に対する最低保障額については、65歳未満の者に対する控除額に50万円加算して120万円とする。

この改正による65歳未満の者に対する公的年金控除額はこれまで通りであるが、65歳以上の者に対する公的年金控除額の計算は、次の通りとなる。

受給者の年齢	公的年金収入金額（年間）(A)	控 除 額
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	$(A) \times 25\% + 37.5\text{万円}$
	410万円以上 770万円未満	$(A) \times 15\% + 78.5\text{万円}$
	770万円以上	$(A) \times 5\% + 155.5\text{万円}$

(3) 老年者控除の廃止

これまで、年齢が65歳以上の者で、合計所得金額が1,000万円以下の場合には、老年者控除として50万円（住民税は48万円）の控除が認められてきたが、この老年者控除を廃止する。この改正は、平成17年分以後の所得税及び平成18年分以後の個人住民税について適用する。

